

議第 25 号

呉市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

呉市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

呉市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和 2 年呉市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に，下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(従業者の員数)	(従業者の員数)
第 6 条 略	第 6 条 略
2～8 略	2～8 略
	<p>9 <u>第 1 項の規定にかかわらず，保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）第 1 条第 2 項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。以下同じ。）に入所し，又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させる場合は，障害児の支援に支障がないときに限り，障害児の支援に直接従事する従業者については，これら児童への保育に併せて従事させることができる。</u></p>
第 7 条 略	第 7 条 略
2～8 略	2～8 略
	<p>9 <u>前項の規定にかかわらず，保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し，又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させる場合は，障害児の支援に支障がないときに限り，障害児の支援に直接従事する従業者については，これら児童への保育に併せて従事さ</u></p>

(非常災害対策)

第41条 略

せることができる。

(非常災害対策)

第41条 略

(安全計画の策定等)

第41条の2 指定児童発達支援事業者

は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第41条の3 指定児童発達支援事業者

は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車(運転者席及び

これと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（懲戒に係る権限の濫用禁止）

第47条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）

の長たる指定児童発達支援事業所の管理者は、障害児に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその障害児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

（従業者の員数）

第60条 略

2 略

（準用）

第63条 第5条、第8条及び第4節（第12条、第24条第1項及び第4項、第25条、第26条第1項、第32条、第34条、第47条並びに第52条第2項を除く。）の規定は、基準該当児童発達

第47条 削除

（従業者の員数）

第60条 略

2 略

3 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させる場合は、障害児の支援に支障がないときに限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

（準用）

第63条 第5条、第8条及び第4節（第12条、第24条第1項及び第4項、第25条、第26条第1項、第32条、第34条並びに第52条第2項を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業

支援の事業について準用する。

(従業者の員数)

第68条 略

2・3 略

(準用)

第97条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第4項及び第5項を除く。）、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第42条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条まで及び第76条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第96条」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第95条」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第95条第2項」と、第27条第1項、第28条及び第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

(準用)

について準用する。

(従業者の員数)

第68条 略

2・3 略

4 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させる場合は、障害児の支援に支障がないときに限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

(準用)

第97条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第4項及び第5項を除く。）、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第41条の2、第41条の3第1項、第42条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条まで及び第76条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第96条」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第95条」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第95条第2項」と、第27条第1項、第28条及び第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第102条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第4項及び第5項を除く。）、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第42条、第44条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条まで、第76条及び第94条から第96条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第102条において準用する第96条」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第102条において準用する第95条」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第102条において準用する第95条第2項」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第44条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

第102条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第4項及び第5項を除く。）、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第41条の2、第41条の3第1項、第42条、第44条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条まで、第76条及び第94条から第96条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第102条において準用する第96条」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第102条において準用する第95条」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第102条において準用する第95条第2項」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第44条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

## 付 則

### （施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第47条及び第63条の改正規定は、公布の日から施行する。

### （安全計画の策定等に係る経過措置）

第2条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の呉市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第41条の2（新条例第59条、第63条、第77条、第84条、第85条、第89条、第97条及び第1

02条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第41条の2中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)

第3条 新条例第41条の3第2項(新条例第59条,第63条,第77条,第84条,第85条及び第89条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、指定児童発達支援事業者(新条例第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいう。以下同じ。)において障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に新条例第41条の3第2項に規定するブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置(以下この条において「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する指定児童発達支援事業者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない。

(提案理由)

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。